

平成 22 年度

**日野市食育推進計画  
評価結果報告書**

**日野市食育推進会議**

平成 23 年 12 月



## 目 次

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 1. 平成 22 年度日野市食育推進計画の評価結果について…………… | 1 |
| (1) 個別事業の評価結果 ……………                | 2 |
| (2) 計画全体としての評価結果……………              | 6 |
| 2. 食育推進計画における大項目ごとの評価コメント（意見）…………… | 8 |
| 3. 計画全体についての評価コメント（意見）……………        | 9 |

### 資料

|                      |    |
|----------------------|----|
| 日野市みんなですすめる食育条例…………… | 10 |
| 日野市食育推進会議の概要……………    | 15 |

## 1. 平成 22 年度日野市食育推進計画の評価結果について

日野市食育推進会議（以下「会議」という。）は、日野市みんなですすめる食育条例第 14 条第 2 項に基づき、平成 22 年度における事業進捗状況の評価について審議を行なった。その結果を下記のとおり報告する。

### 記

#### （1）個別事業の評価結果

##### <評価結果>

別表 1（2～4 頁参照）のとおりとする。なお、同表には、会議に提出された資料である各事業担当課（主管課）の評価点数、庁内評価点数も参考のため掲載した。

また、年次の進捗状況が把握できるように、平成 19、20、21 年度の結果も併記した。

##### <評価方法及び対象事業の選定方法>

日野市食育推進計画書（以下「計画書」という。）の 23 頁から 27 頁に掲載された 84 の事業の中から、次の①から③の基準により進捗状況の評価を行う対象を 30 事業に絞ることとした。

理由として、評価対象を主要な事業に絞り込むことで、限られた時間の中で、より具体性を持った評価をすることができると考えたためである。

なお、この 30 事業は、平成 22 年度までに評価を行なった平成 19、20、21 年度の評価対象事業と同じ事業である。

##### <主要な事業に絞り込む基準>

- ① 3つの重点推進事業と5つの数値目標に該当する事業はすべて選ぶ。
- ② すべての食育推進担当課から選ぶ。
- ③ 小項目ごとの事業は必ず1つ以上選ぶ。

事業の選定に際しては①②を優先し、③については、②で選定した事業を勘案した上で、食育推進の観点から重要と思われる事業を選定した。

選定した 30 事業について、個別事業の進捗状況評価を行った後、大項目ごとの評価、計画全体の評価を行った。

## (2) 計画全体としての評価結果

### <評価結果>

日野市食育推進計画（以下、「計画」という。）にある、平成 22 年度に実施を計画していた各事業の進捗状況からみて、概ね順調である。

### <評価方法>

上記の評価結果を導き出した根拠は以下のとおりである。

平成 19 年度、20 年度、21 年度の評価方法と同様、日野市食育推進計画に示されている 84 事業のうち、評価対象とした 30 事業（平成 19、20、21 年度と同じ事業）について、4 つの大項目に分類を行い、項目ごとの評価点数の平均点数を算出し（平均評価点数）、それらを参考に計画全体の評価をすることとした。（別表 2）

なお、会議では、個別事業の平均評価点数による評価が妥当性のある正確な評価となりうるのかという議論を行い、その結果、項目ごとに算出した平均評価点数は実際の個別事業の進捗状況と掛け離れたものではなく、計画全体の評価をする上での客観的な評価点数として妥当性があると判断している。

【別表 2】大項目ごとの評価点数の平均評価点数

|       | 項目名称                  | 対象事業数 | 平成 22 年度 | 平成 21 年度 | 平成 20 年度 |
|-------|-----------------------|-------|----------|----------|----------|
| 大項目 1 | 家庭における食育の展開           | 6     | 4.45     | 4.47     | 4.78     |
| 大項目 2 | 学校、児童館、保育所などにおける食育の展開 | 11    | 4.15     | 4.43     | 4.53     |
| 大項目 3 | 地域における食育の推進           | 8     | 3.49     | 3.78     | 4.01     |
| 大項目 4 | その他                   | 5     | 4.34     | 4.62     | 3.60     |

また、点数の評価基準については、個別事業の進捗状況を評価する際の評価基準を用いることとした。評価基準は、以下のとおり（別表 3）である。

### 【別表 3】

5 点……順調（100%）

4 点……おおむね順調（70%以上 100%未満）

3 点……一部遅延（50%以上 70%未満）

2 点……大幅遅延（0%超 50%未満）

1 点……未実施（0%）

※ 計画で本来実施すべき事項をどれだけ実施していたかを評価するものである。

※ 実施すべき年度でない事業を（計画どおりに）実施していない場合は「評価しない」とする。

大項目ごとの平均評価点数について、項目 1、2、4 は 4 点を上回ったが、項目 3 は 4 点を下回る結果となった。

項目 3 の平均評価点が低い原因としては、No.57①の小学校の生活習慣病健診及びNo.61 の食育推進店舗用認定ステッカー作成が未実施であったことから、当該事業に対する評価点数が著しく低かったためであり、結果として項目全体としての平均評価点数が下がったと考えられる。

しかしながら、この 2 つの事業については、前年度の推進会議において、事業推進の有効性について疑問があるとの意見も出ており、そもそも評価対象から省くという考え方もできる。

また、それ以外の事業は比較的高い評価点数であった。

以上のことを考慮し、総合的に判断した結果、平成 22 年度における事業全体の進捗状況を「概ね順調」と結論づけるものである。

大項目及び計画全体に対する各委員の意見等については、内容が多種多様であることから意見集約が困難であり、またできるだけ個別の意見を尊重したいという観点から、委員氏名を削除した上で、意見を内容ごとに分類した上で報告することとした。

## 2. 食育推進計画における大項目ごとの評価コメント（意見）

### 大項目1 家庭における食育の展開について

・朝ごはんを食べる食べないはあくまでも家庭の問題であり、各家庭に強かに啓発をする必要がある。

・〈食育は家庭から、朝ごはんは元気の源〉のテーマで事業を推進・実施してきたが、そろそろ次の事業内容・レベルを検討する時期に来ていると思われる。

### 大項目2 学校、児童館、保育所などにおける食育の展開について

・〈安全でおいしい学校給食〉のテーマで事業を推進・実施してきたが、福島原発事故以降、食の安全に対する保護者の意識が変化しているので、更なる充実・発展が求められているように思われる。

・体験による食の重要性の理解の促進の項目では、単なる行事に終わらないよう、実習とともにインパクトのある食育指導がなされるよう配慮して欲しい。

### 大項目3 地域における食育の展開について

・〈地域で進めるみんなの食育〉のテーマで事業を推進・実施してきたが、市民・事業者・市役所の協働を見直す時期に来ているように思われる。

### 大項目4 その他の展開について

意見なし

### 3. 計画全体についての評価コメント（意見）

・事業計画の終盤に近付いてきて、全体としては、初期の目標を達成しているように思われる。インターネットの一般化、携帯電話の進歩等に代表されるように、市民意識、事業者実態に想定外の進歩が見られ、福島原発事故に象徴されるように、時代の大きな変化が到来しているので、早急な事業計画の見直しが必要と思われる。

・食育という観点を広く捉え過ぎていて、高齢者配食サービスの実施（No.59）や食を通じた異文化交流（No.79）など食育として位置づけることに疑問を感じた。



## 2 日野市みんなですすめる食育条例

平成 21 年 3 月 31 日  
条例第 6 号

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| 目次                          |  |
| 前文                          |  |
| 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)       |  |
| 第 2 章 基本となる事項(第 4 条—第 13 条) |  |
| 第 3 章 推進体制(第 14 条)          |  |
| 付則                          |  |

すべての市民が心とからだの健康を確保し、幸福感をもって暮らすことのできる社会をつくることが私たちの願いです。

この願いをかなえるためには、食はとても重要ですが、食の安全性の問題、飽食、不規則な食生活による肥満や生活習慣病の増加など、食に関するさまざまな問題があります。

幸い、私たちのまち日野は、都市の農業を守る事業が進められ、田畑を多く見ることができ、その大地で農業者によって大切に育まれた農産物などが家庭の食卓や学校給食に並び、農業体験などとあわせて、生産と食が身近に感じられる環境にあります。

しかし、社会全体で抱える食に関するさまざまな問題は、私たち日野においても生じており、すべての市民が健康に生き、心豊かな人生を歩み、それを次世代へ受け継いでいくためには、食のあり方について学び、積極的に食育の推進を図っていく必要があります、家庭とともに食にかかわるすべての関係者が同じ目標に向かって取り組まなければなりません。

ここに、日野市における食育の推進について、食にかかわるすべての関係者の責務を明らかにして、日野市食育推進計画に関する取組を総合的・計画的に推進するため、この条例を制定します。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、日野市(以下「市」といいます。)の食育の推進に関する基本的な理念を定め、市、市民、教育委員会、学校、子育て関連施設、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合、食品関連事業者の責務を明らかにして日野市食育推進計画を推進することで、現在だけでなく将来にわたり健康で文化的な活力ある社会の実現に役立つことを目的とします。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 食育 一人ひとりが、さまざまな経験から食に関する知識やバランスの良い食生活、安全安心な食品を選ぶ力を身につけるとともに、動物や植物など命あるものを食べることや食にかかわる人々への感謝の気持ちや理解を深め、生涯にわたって生き生きと暮らせるような力を身につけることをいいます。

(2) 地産地消 地元で収穫された農産物を地元で消費することをいいます。

(3) 日野産野菜 日野市内で生産される野菜(りんごなどの果物、卵を含みます。)をいいます。

(4) 食育計画 食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項の規定により、日野市内における食育の推進に関する計画として作成された「日野市食育推進計画」をいいます。

(5) 教育委員会 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)に基づき、学校の教育や生涯学習などを振興するために設置された機関をいいます。

(6) 学校 教育委員会で定める方針に沿って、校長を筆頭に教職員が児童・生徒を指導する日野市立の小中学校をいいます。

(7) 子育て関連施設 日野市内の幼稚園、保育所や日野市立の子ども家庭支援センター、児童館(学童クラブを含みます。)をいいます。

(8) 農業委員会 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)に基づき、農地の保全を図るために農地の売買などについて公正な審査をするほか、農業者の代表機関として、意見などを公表するために設置された行政委員会をいいます。

(9) 農業者 農業(畜産業を含みます。)を営む人をいいます。

(10) 東京南農業協同組合 日野市内にある東京南農業協同組合本店、東京南農業協同組合日野支店、東京南農業協同組合七生支店をいいます。

(11) 食品関連事業者 食品の製造、加工、流通、販売、食事の提供をする人をいいます。

(基本理念)

第3条 食育の推進は、市民一人ひとりが生涯にわたって生き生きと暮らせるように次に掲げる基本理念に沿って行わなければなりません。

(1) 食育は、食に関する知識やバランスの良い食生活、安全安心な食品を選ぶ力を身につけるとともに、体験などを通して、食生活が動物や植物などの命を食べることや食にかかわる人々のさまざまな活動によって支えられていることへの感謝の気持ちや理解が深まるように推進します。

(2) 食育は、心やからだの成長や人格の形成に大きな影響を及ぼすことから、次世代を担う子どもたちに対して、特に積極的に推進します。

(3) 食品の安全は、食生活において基本的なことであり、安全安心な食品と食の環境が守られるように推進します。

(4) 食育は、農業者と消費者の距離が近い日野市の特色を生かし、農業者と消費者との交流を図りながら、地産地消に取り組みます。

## 第2章 基本となる事項

(市の責務)

第4条 市は、市民の健康のため、市が行う食育に関する事業を市民にわかりやすい方法で案内しなければなりません。

2 市は、家庭訪問事業、保健事業、各種健診の場など、地域に根ざした保健師、栄養士などの活動を行い、健康の管理に関する正しい知識や技術の普及、情報の提供などを推進し、市民の食育、健康づくりを支援しなければなりません。

3 市は、都市の農地を守り、都市の農業を育てなければなりません。

4 市は、生産者と消費者の交流の場をつくり、地産地消を推進しなければなりません。

5 市は、食育計画で定める学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、教育委員会、学校、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。

- 6 市は、市民に安全安心な食品と食の環境を提供するため、国、東京都、保健医療機関、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合、食品関連事業者、大学などと連携し、情報の収集や発信をしなければなりません。
- 7 市は、自治会などの地区組織、市民ボランティア、食に関する活動を行う団体、企業などと連携し、食育を推進しなければなりません。
- 8 市は、食育計画で定める食育の施策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければなりません。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、個人や家族の心とからだの健康を守り、増進するため、バランスの良い食生活、安全安心な食品を選ぶ力を身につけ、健全な食生活を送るように努めます。
- 2 市民は、市が取り組んでいる都市の農地を守ることや都市の農業を育てること、地産地消の取組を理解し、日野産野菜の購入や生産者との交流に努めます。

(保護者等の責務)

- 第6条 保護者等は、子どもたちが、自然の恵みである食物と、食に関連する人々やその活動への感謝の気持ちを深める心を持って成長し、生涯にわたって健全な心やからだ、豊かな人間の形成を育んでいくことができるような食環境づくりに取り組むように努めます。
- 2 保護者等は、子どもたちの健やかな心とからだの発育、発達のため、毎日の食事を準備し、子どもたちとともに家庭で楽しく食事をするような環境づくりに努めます。

(教育委員会の責務)

- 第7条 教育委員会は、教育と食育のつながりを大切にして地域、学校、保護者等を通じて食に関する理解を深め、情報の共有化を図り、栄養、健康の増進、地産地消などを充実させるために指導の体制などの確立を図り、食育と健康教育を推進しなければなりません。
- 2 教育委員会は、学校での食育の推進のために、学校給食法(昭和29年法律第160号)を踏まえ、食に関する指導の全体計画を策定し、実体験を通じた実践的な取組が行え、教科や行事などとの関連が図られ、家庭や地域と連携できるように支援しなければなりません。
  - 3 教育委員会は、食育の推進のために東京都などと連携し、人材の育成を図らなければなりません。
  - 4 教育委員会は、食育計画で定める学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、学校、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。

(学校の責務)

- 第8条 学校は、国で定める指導の方針を踏まえ、児童や生徒の食や健康への関心、理解が深まるよう、食育や健康教育を推進しなければなりません。
- 2 学校は、安全安心な給食を提供しなければなりません。
  - 3 学校は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、日野産野菜を積極的に利用しなければなりません。
  - 4 学校は、保護者等に対して、家庭で食育が推進されるように情報の発信をしなければなりません。
  - 5 学校は、自然の恵みを知らせるとともに作物を育て、調理活動を行い、みんなで食べる楽しさを経験させるとともに、食文化を伝えていくため、行事食や伝統食などを給食に取り入れなければなりません。

(子育て関連施設の責務)

- 第9条 子育て関連施設は、子どもたちに生活や遊びのなかで食にかかわる体験活動を通じて、食べることの大切さや楽しさを教え、元気と意欲あふれる毎日を過ごすことができるようにするとともに保護者等や地域へ食育の情報を発信しなければなりません。
- 2 幼稚園や保育所は、国で定める指導の方針、保育の方針を踏まえ、子どもたちに食事の取り方、望ましい食習慣の確立、生涯にわたり健康で過ごすことができる生活のリズムを身につけさせなければなりません。
  - 3 保育所は、安全安心な給食を提供しなければなりません。
  - 4 保育所は、自然の恵みを知らせるとともに作物を育て、調理活動を行い、みんなと一緒に食べる楽しさを経験させるとともに、食文化を伝えるため、行事食や伝統食などを給食に取り入れなければなりません。
  - 5 子ども家庭支援センターは、子育てひろば事業の実施や相談の活動を通して、一人ひとりの子どもの成長や発達の段階に応じた食育の大切さについて、普及啓発を図らなければなりません。また、家庭からの乳幼児の食に関する相談に対応して保護者等や子どもの食への不安を解消するとともに情報の提供をしなければなりません。
  - 6 児童館(学童クラブを除きます。)は、調理活動の体験から自分でつくり、食べる喜び、感動を味わい、豊かな経験を積み重ね、食べたいものを考え、調理に導けるさまざまな事業を行わなければなりません。
  - 7 学童クラブは、作物の収穫の体験や季節に応じたおやつを提供を通して、児童同士の交流を図り、くつろげる場とするとともに、安全安心なおやつを提供しなければなりません。

(農業委員会の責務)

- 第10条 農業委員会は、食育計画の推進のために農業の発展と農地の保全を積極的に行わなければなりません。
- 2 農業委員会は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、学校、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。

(農業者の責務)

- 第11条 農業者は、市民が地産地消を継続的に行えるように農産物の生産力の向上に努めます。
- 2 農業者は、生産の活動を行うときは市民へ安全安心な農産物を供給するように努めます。
  - 3 農業者は、市や学校などと連携し、さまざまな体験の機会ができるように努めます。
  - 4 農業者は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、学校、農業委員会、東京南農業協同組合と連携し、日野産野菜を積極的に学校給食へ供給するように努めます。

(東京南農業協同組合の責務)

- 第12条 東京南農業協同組合は、農業者の生産力の向上及び農業経営の合理化が図られるように指導に努めます。
- 2 東京南農業協同組合は、安全安心な農産物を提供できるように市、農業者、農業委員会との連携に努めます。
  - 3 東京南農業協同組合は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、学校、農業委員会、農業者と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように努めます。

(食品関連事業者の責務)

第 13 条 食品関連事業者は、安全安心な食品の提供に努めます。

2 食品関連事業者は、健康と食育のために栄養バランスの良い食生活の重要性を認識し、情報の提供に努めます。

3 食品関連事業者は、食品の安全性など自らの事業の活動について、正確で適切な情報の提供に努めます。

### 第 3 章 推進体制

(日野市食育推進会議)

第 14 条 市は、食育計画の推進のために、食育基本法第 33 条第 1 項の規定により、日野市食育推進会議(以下「推進会議」といいます。)を設置します。

2 推進会議は、次に掲げる事項について、市長の求めに応じ、審議します。

(1) 食育計画の推進の状況の評価、検証に関すること。

(2) 食育計画の作成に関すること。

(3) 前号に掲げるもののほか、食育に関する施策に関すること。

3 推進会議は、次に掲げる人のうちから、市長が委嘱し、又は任命する委員 8 人以内で組織します。

(1) 公募市民 3 人以内

(2) 食育に関する知識や経験を特に有する人 5 人以内

4 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げません。ただし、委員が欠けたときは、補欠の委員を選任し、委員の任期は前任者の残任期間とします。

5 推進会議に会長と副会長を置き、委員の互選によりこれを定めます。

6 会長は、会務を総理し、推進会議を代表します。

7 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代行します。

8 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができません。

9 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決まり、可否が同数のときは、会長が決めます。

10 推進会議の庶務は、健康福祉部で処理します。

11 前各項に定めるほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議の意見をきいて定めます。

### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行します。

(日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 38 年条例第 13 号)の一部を次のように改正します。

## 日野市食育推進会議の概要

### 1 日野市食育推進会議委員名簿

任期 自 平成 23 年 9 月 1 日 至 平成 25 年 8 月 31 日

| 氏 名       | 委 員 種 別・(所 属)                                    |
|-----------|--|
| ○ 揚 石 國 臣 | 食育に関する知識や経験を特に有する人<br>(日野市商工会代表・株式会社ベル・ハート代表取締役) |
| 天 野 武 雄   | 食育に関する知識や経験を特に有する人<br>(日野市農業委員会代表・会長)            |
| 岡 積 昌 子   | 公募市民   |
| 鹿志村 紀美枝   | 食育に関する知識や経験を特に有する人<br>(日野市医師会代表・もぐさ園三沢台診療所医師)    |
| ◎ 白 尾 美 佳 | 食育に関する知識や経験を特に有する人<br>(学識者・実践女子短期大学教授)           |
| 須 田 りつ子   | 公募市民   |
| 宮 澤 満     | 公募市民   |
| 吉 富 正 敏   | 食育に関する知識や経験を特に有する人<br>(私立保育園連合会代表・会長・吹上保育園園長)    |

(氏名の 50 音順、敬称略。◎：会長、○：副会長)

(所属は平成 24 年 3 月現在のもの)

### 2 会議の経過

開催回数 3回

| 開催回数  | 開催年月日             | 内容                 |
|-------|-------------------|--------------------|
| 第 1 回 | 平成 23 年 10 月 26 日 | 22 年度日野市食育推進計画の評価他 |
| 第 2 回 | 平成 23 年 11 月 25 日 | 評価点の検討・計画全体の進捗討議   |
| 第 3 回 | 平成 23 年 12 月 20 日 | 総括・計画全体の評価の検討及び承認  |